

○経済産業省告示第百九十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百六十号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、平成三十年十月一日から施行する。

平成三十年九月二十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 小此木 八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、同条第三号に掲げる場合及び輸入令別表第一第十八号に掲げる貨</p>	<p>輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、同条第三号に掲げる場合及び輸入令別表第一第十八号に掲げる貨</p>

物として輸入しようとする場合については、この限りでない。

一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第七十号。以下「輸入公表」という。）一の表の罫②、二の表の罫③の④及び三の⑦の(6)から(8)までに掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入

物として輸入しようとする場合については、この限りでない。

一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に定める規制物質及び製品（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第七十号。以下「輸入公表」という。）一の表の罫②、二の表の罫③の④及び三の⑦の(7)から(9)までに掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合及び輸入

公表一の表の罫ニ及び三の七の(6)から(8)までに掲げる貨物にあつては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。

二 「略」

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に定める動物及び植物並びにこれらの派生物（輸入公表二の表の罫ニの「一、二の二の表の罫ニの「一並びに三の七の(3)から(5)まで及び8の(2)から(4)までに掲げる貨物であつて、ワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植

公表一の表の罫ニ及び三の七の(7)から(9)までに掲げる貨物にあつては、輸入令別表第一第一号、第二十一号又は第二十二号に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。

二 「略」

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）に定める動物及び植物並びにこれらの派生物（輸入公表二の表の罫ニの「一、二の二の表の罫ニの「一並びに三の七の(4)から(6)まで及び8の(2)から(4)までに掲げる貨物であつて、ワシントン条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>物並びにこれらの個体の一部及び派生物に該当するものをいう。)を輸入しようとする場合。ただし、次に掲げるときを除く。</p> <p>(1)・(2) 「略」</p> <p>四〇九 「略」</p>
	<p>物並びにこれらの個体の一部及び派生物に該当するものをいう。)を輸入しようとする場合。ただし、次に掲げるときを除く。</p> <p>(1)・(2) 「略」</p> <p>四〇九 「略」</p>